

【平成 29 年度市・県民税から適用される主な税制改正の内容】

1. 給与所得控除の見直し(上限の引き下げ)

平成 28 年分の給与所得より給与所得控除が見直され、給与所得控除の上限が変更となりました。

| 給与所得控除上限額の変更 | | | |
|---------------|------------------------------|-----------------|-------------------|
| | 現行(平成 25 年分～平成 27 年分の所得税) ※1 | 平成 28 年分の所得税 ※2 | 平成 29 年分以後の所得税 ※3 |
| 上限額が適用される給与収入 | 1,500 万円 | 1,200 万円 | 1,000 万円 |
| 給与所得控除の上限額 | 245 万円 | 230 万円 | 220 万円 |

※1 市・県民税については、平成 26 年度～平成 28 年度に適用

※2 市・県民税については、平成 29 年度に適用

※3 市・県民税については、平成 30 年度以後に適用

2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

市・県民税の申告において、国外に居住する親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類を申告の際に添付または提示をしなければならないこととされました。

・親族関係書類とは

- (1) 戸籍の附票の写し、国または地方公共団体が発行した書類及び当該国外居住親族の旅券の写し
- (2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(扶養親族の氏名、住所、生年月日の記載があるもの)

・送金関係書類とは

金融機関の発行する外国送金依頼書の控え、クレジットカード利用明細書など

3. 金融所得課税の一体化等の見直し

特定公社債等の利子所得及び譲渡所得を申告分離課税とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算と繰越控除が可能になります。